

宅地建物取引業者各位

独立行政法人都市再生機構

UR 賃貸住宅の紹介に係る販売強化費について

皆様が、URが指定した団地(下記3ご参照)をお客様にご紹介いただいた際には、紹介依頼費(旧・あっせん依頼費)と併せて販売強化費(旧・広告料)をお支払いいたします。なお、販売強化費のお支払いに際しての条件及びご請求方法等は以下のとおりです。

1 販売強化費のお支払いの条件

- ① UR賃貸住宅取扱店ステッカー及び URポスター※を、店舗内のお客様の目に触れやすい場所に掲示していただくこと

※URポスターは下記リンク先から A2 又は A3 サイズ(カラー)にて印刷ください。

URL: [紹介制度とは | UR 都市機構](#)

- ② ①の写真を日付入りで撮影し、販売強化費請求書類と共に当機構へお送りいただくこと。

2 販売強化費のご請求の流れ

- ① 販売強化費対象団地をお客様にご紹介いただきます。(宅建業者様)
- ② UR 営業センターまたは UR 賃貸ショップ等において、仮申込を行っていただきます。(お客様または宅建業者様)
- ③ 契約する団地の申込書類及び紹介申込書を、ご契約する UR 営業センターへ提出していただきます。(お客様または宅建業者様)
- ④ UR 営業センターにて賃貸借契約を締結していただきます。(お客様)
- ⑤ UR から紹介依頼費及び販売強化費の請求資料を宅建業者様へ送付いたします。

【UR から宅建業者様へ送付する書類】

- ・紹介依頼費請求書
- ・販売強化費請求書
- ・紹介依頼費等の支払に関する覚書

- ⑥ UR から送付した⑤の書類の返送に併せて、上記 1②の写真を UR に送付いただきます。(宅建業者様)

【裏面へ続く】

【表面より】

⑦ UR から送付した⑤の書類の返送に併せて、上記 1②の写真を UR に送付いただきます。
(宅建業者様)

⑧ ご指定の口座へ紹介依頼費及び販売強化費をお振込みいたします。(UR)

※⑥の書類が UR に到着した後、概ね1ヵ月程度でお振込みいたします。(日数はご送付いただく時期により多少前後する場合があります。)

※お客様が入居開始可能日の前日までに、契約解除届又は辞退届の提出があった場合は、未入居退去となり、紹介依頼費及び販売強化費をお振込みすることはできませんので、ご了承ください。

3 販売強化費対象団地

販売強化費対象団地及び紹介対象団地を、下記 URL にて公開しております。

URL:https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/assen/info_koukoku/

【QR コード】



4 お問い合わせ先

販売強化費についてのご質問・お問い合わせは、以下の担当部署までお願いいたします。

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 法人・宅建営業課

TEL 03-5323-3576

受付時間 9:30~12:00 13:00~17:40 (定休日:土・日・祝日)

以 上